

2023 - 2024

クラブ
活動計画書

付会員名簿・報告書・定款・細則



世界に希望を生み出そう

2023-2024年度国際ロータリーのテーマ

RI.第2830地区

八戸北ロータリークラブ



Rotary

ロータリーの中核的価値観

今日の世界は、1905年の世界と同じではありません。人口動態が変わり、変化のスピードが加速し、テクノロジーによってつながりや奉仕の新たな機会が生まれています。不変なのは、ロータリーを定義づける下記の価値観に対するニーズです。

親睦 高潔性 多様性 奉仕 リーダーシップ

過去を敬い、未来を見据えながら、私たちは進化を遂げ、ロータリーを時代に即した組織とするだけでなく、繁栄させることができます。

ロータリーの目的

Object of Rotary

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものとする；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を实践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

四つのテスト - 言行はこれに照らしてから -

The Four-Way Test of the things we think, say or do.

- 1 真実かどうか
Is it the TRUTH?
- 2 みんなに公平か
Is it FAIR to all concerned?
- 3 好意と友情を深めるか
Will it build GOODWILL and BETTER FRIENDSHIPS?
- 4 みんなのためになるかどうか
Will it be BENEFICIAL to all concerned?

ロータリーの綱領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基盤として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成することにある；

- 第1 奉仕の機会として知り合いを広めること；
- 第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が、業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あらしめること；
- 第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；
- 第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって国際間の理解と親善と平和を増進すること。

奉仕の理想

他人への思いやりは奉仕の基本である。他人への援助はその表現である。

相共に、斯の行為は奉仕の理想を構成する。奉仕の理想はクラブ・職業・社会、及び国際奉仕を通して、ロータリークラブ及びロータリアンの活動において例証されるものである。

ロータリーの目的

- 1) 広く知己を求めて奉仕の機会を多く持つ
- 2) 各自の職業に誇りを持ってその道徳的基準を高める
- 3) 公私の別なく奉仕の理想を実行する
- 4) 国際的にも理解と友情を広め、かつ深める

四つのテスト

言行はこれに照らしてから

- 1) 真実か どうか
- 2) みんなに公平か
- 3) 好意と友情を深めるか
- 4) みんなのためになるか どうか

CREATE HOPE In the WORLD



世界に希望を生み出そう

2023-24年度国際ロータリー会長

ゴードン R. マッキナリー

サウス・クイーンズフェリーRC / スコットランド

2023-24 年度
RI 会長テーマ



世界に希望を生み出そう

ロータリーが平和やメンタルヘルスのために活動し、世界に希望を生み出すよう呼びかけています。また、そのためには対話を通じて信頼を築くことが重要です。

メンタルヘルスの優先

精神疾患や心の健康は話しづらいトピックだと感じるかもしれませんが、国際社会で人が幸福に生きるには大切なことです。このような問題に取り組むための安全な環境を作ること、私たちと関わるすべての人を歓迎し、公平で、インクルーシブな環境につながります。

- 心の健康の話題に伴うスティグマの解消
- メンタルヘルスのニーズに関する認識の向上
- メンタルヘルスの支援や治療へのアクセス改善

ローターアクトの地位向上

ロータリークラブとローターアクトクラブが互いに協力し支え合う新しい方法を見つけ続けられるかどうかは、私たちにかかっています。

女性および女兒エンパワメント

シェカール・メータ2021-22年度会長が立ち上げ、ジェニファー・ジョーンズ2022-23年度会長が継続した、世界中の女兒と女性のエンパワメントに焦点を当てた取り組みを継続します。女兒の健康、福祉、教育、経済的安定を向上させる活動を続けることが会員に奨励。

D・E・I の促進 (Diversity Equity Inclusion 多様性、公平さ、インクルージョン)

ロータリーでは、多様性、公平さ、インクルージョンを重視しています。各個人がどのような人で誰を大切に思っているか、信仰や障害の有無、文化や出身国の違いといったことは重要ではありません。重要なのはつながりを強め、持続的な変化を生み出すために行動しようとすることです。

- ロータリーにおけるD・E・Iについて詳しく学ぶ
- 自分のクラブや地域にとってD・E・Iが重要である理由と、これらの原則を取り入れることがクラブの成長と発展にどのように役立つかを理解する
- D・E・Iについて認識を高め、理解を深める
- D・E・Iの行動規範

ポリオ根絶

ポリオの最優先事項。「ポリオのない世界」というロータリーのビジョンを実現するために、クラブの中に新たな緊急感を生み出すよう協力を求めます。各年度に何をすべきかではなく、それを超えて考えるべき時が来ています。できるだけ早く実現するために必要なあらゆるリソースを、私たちが提供していかなければなりません。

プロフィール

GORDON R. MCINALLY (ゴードン R. マッキナリー)

South Queensferry ロータリークラブ所属
(スコットランド、ウェストロージアン)

エディンバラ王立高校とダンディー大学で学び、口腔外科の大学院学位を取得。2016年までエディンバラで自身の歯科医院を経営。

英国小児歯科協会のスコットランド東部支部会長を務めたほか、さまざまな教育的役職を歴任。クイーンズフェリー教区会衆派教会理事会の会長、スコットランド国教会総会のコミッショナーも務めた。

1984年、26歳でロータリーに入会。South Queensferry ロータリークラブ所属し、グレートブリテンおよびアイルランドの国際ロータリー (RIBI) の会長と副会長、RI理事と委員会メンバー。2022年ヒューストン国際大会委員会アドバイザー、運営審査委員長などを歴任。

「私のビジョンは、ロータリーの仲間になりたいと思うすべての人、世界で良いことをしたいと願うすべての人が、それぞれに合った方法でどこでも参加できるロータリーになること」

趣味はラグビー、グルメとワイン、スコットランドの伝統的な杖づくり。

CREATE HOPE In the WORLD



和 気 満 堂

国際ロータリー第2830地区2023-24年度ガバナー

築 館 智 大

八戸ロータリークラブ

2023-24年度R I会長のテーマは「世界に希望を生み出そう」

「CREATE HOPE In the WORLD」です。

そして私は地区のスローガンを“和気満堂”としました。

少しだけ目を開いて周りを見てみませんか？ 色々な物が、色々な人々が居ます。

少しだけ耳をすましてみませんか？ 色々な音が聞こえてきます。

色々な人と握手をしてみませんか？ 大きい手、小さい手、細い手、たくましい手。

皆んな温かい手をしていますよ。

これが“和^わ気^き満^{まん}堂^{どう}”と理解しています。

“満堂和気生吉祥” 部屋いっぱいの和やかな空気が、めでたい兆しを表す。

満堂の和気、吉祥を生ぜしむ。

ゴードンR I会長のテーマ“希望”はまさに平和な土壤に育みます。“和気満堂”も私達の心の中にクラブの中に、地区の中に、世界中に和やかな空気が満ちますようにという思いです。

— 2023-24年度地区スローガン —

風 氣 沛 盛

地区として重点的に取り組む事

- 会員増強
- ポリオ根絶
- D・E・I の推進
- MY ROTARY を使おう

以上の4つです。

共に学び、共に奉仕活動をしながらロータリーを楽しみましょう。

NO ROTARY NO LIFE

プロフィール

築館 智大 (Tomonori Tsukidate)

八戸ロータリークラブ所属

職 業：(有)トムセカンド 代表取締役

職業分類：外食産業

経 歴：1955年3月3日

青森県八戸市生まれ (68歳)

青森県立八戸北高等学校

工学院大学 電子工学科

主な職務：日本マクドナルド(株) フランチャイジー

ロータリー歴：

2001年5月8日 八戸ロータリークラブ入会

2008 - 09年 クラブ幹事

2016 - 18年 地区ローターアクト委員長

2018 - 19年 クラブ会長

2020 - 21年 南グループガバナー補佐

褒 章：

2018 - 19年 奉仕活動優秀ロータリアン

メジャードナー レベル1

米山功労者(3回目)

趣 味：溪流釣り・ゴルフ

2023 - 2024

年次活動計画書

ク ラ ブ 概 要
書 類 ・ 財 産 一 覧 表
会 長 ・ 幹 事 ・ ガ バ ナ ー 一 覧
理 事 役 員 一 覧
委 員 会 編 成 表
2023-2024 予 算 書
会 長 方 針
活 動 計 画 書
充 填 ・ 未 充 填 職 業 分 類 表

八戸北ロータリー・クラブ概要

令和5年7月1日現在

創立	1970年6月28日	ガバナー 黒田政文（三沢RC） [特別代表 小笠原啓蔵（八戸RC）]
承認	1970年9月1日	（全国承認順位1029番目）
認証状伝達	1971年5月9日	（第282地区内33番目）
事務所	八戸プラザホテル	八戸市柏崎一丁目6の6
例会所	同上	電話（0178）44-3121
例会日時	毎週火曜日	12：30～13：30
現在会員数	正会員	38名
会員年齢	最年長会員	85才
	最年少会員	47才
	平均年齢	63才
理事会	毎月第2例会日を定例理事会と定め定期的に開催し、その他必要に応じて随時開催する。	
クラブ協議会	年間6回以上開催する。	
委員会	会員は2つの常任委員会に設置された小委員会にそれぞれ1つずつ（計2つ）属しており、ロータリー精神の理解を深め活動の活発化を期する。	

ポール・ハリス・フェロー

'82.12 浅石大和	'98.6 古川延弘	'04.5 奥井義則
'80.12 芦沢清成	'98.7 源新和彦	'05.5 黒沢祥雄
'80.12 長谷川専之助	'98.8 差波育子	'05.11 工藤幸子
'80.12 廣澤安平	'99.3 北山輝夫(2)	'05.11 小田正
'80.12 木村亀之助	'99.11 夏井光男	'06.7 杉本正
'80.12 齋藤琇学	'01.2 相内新造	'06.7 川崎益美(2)
'81.2 佐々木桂一	'01.2 齋藤乾吉	'06.12 源新育子(2)
'81.3 中村正美	'01.2 齋藤琇学(2)	'08.4 北山輝夫(3)
'81.12 鳥谷部定吉	'02.5 浅石紘爾	'09.5 齋藤昌子
'82.7 營田新三郎	'02.5 大黒裕明	'10.1 大入武志
'87.8 奥寺文彦	'02.5 石橋十四男	'10.1 大沼衛
'89.6 北山輝夫	'02.5 奥寺文彦(2)	'11.2 佐々木則夫
'90.2 大沢一郎	'02.5 澤口忠彦(2)	'11.12 源新育子(3)
'95.6 田島政則	'03.4 千葉清彦	'11.12 源新和彦(3)
'96.3 阿部實	'03.6 源新和彦(2)	'12.2 浅石紘爾(2)
'96.5 澤口忠彦	'03.7 川崎益美	'12.2 平野榮子
'97.1 浅石大和(2)	'04.5 晴山武司	'12.2 伊藤文也(2)
'97.11 大澤一郎(2)	'04.5 奥寺良之	'12.2 石橋十四男(2)

'12. 2	澤 口 忠 彦(3)	'15. 11	源 新 和 彦(9)	'19. 9	北 山 輝 夫(MD1)
'12. 6	源 新 和 彦(4)	'16. 2	源 新 育 子(4)	'19. 9	源 新 育 子(9)
'12. 6	千 葉 清 彦(2)	'16. 12	齋 藤 昌 子(2)	'19. 11	伊 藤 文 也(3)
'12. 6	木 村 幸 吉	'17. 4	源 新 育 子(5)	'19. 11	石 橋 十 四 男(3)
'12. 6	横 町 芳 隆	'17. 6	平 野 薫	'19. 11	横 町 芳 隆(2)
'12. 12	神 山 智 子	'17. 6	大 入 武 志(2)	'19. 11	吉 田 悦 子
'12. 12	北 山 輝 夫(4)	'17. 7	北 山 輝 夫(MD1)	'19. 11	大 石 源
'12. 12	奥 寺 良 之(2)	'17. 12	大 沼 衛(2)	'19. 11	源 新 育 子(MD1)
'12. 12	奥 井 義 則(2)	'18. 3	源 新 和 彦(MD1)	'20. 10	川 崎 益 美(5)
'13. 2	源 新 和 彦(4)	'18. 3	源 新 育 子(6)	'20. 12	平 野 薫(2)
'13. 11	源 新 和 彦(5)	'18. 6	佐々木 則 夫(2)	'20. 12	源 新 明
'13. 11	川 崎 益 美(3)	'18. 6	澤 口 忠 彦(4)	'20. 12	神 山 智 子(2)
'13. 12	北 山 輝 夫(5)	'18. 6	小 金 平 育 男	'20. 12	奥 井 義 則(3)
'14. 6	北 山 輝 夫(MD1)	'18. 11	源 新 育 子(7)	'20. 12	大 崎 光 明
'14. 11	児 玉 禎 之	'18. 11	平 野 榮 子(2)	'21. 6	小 田 正(3)
'14. 11	川 崎 益 美(4)	'18. 11	中 山 恵 美 子	'21. 12	小 向 龍 悦(2)
'14. 11	小 向 龍 悦	'19. 5	山 内 一 晃	'21. 12	小 林 弘 文
'14. 11	久 保 隆 明	'19. 6	源 新 育 子(8)	'21. 12	久 保 隆 明(2)
'14. 11	小 田 正(2)	'19. 6	千 葉 清 彦(3)	'22. 2	横 町 芳 隆(3)
'14. 11	加 藤 光 男	'19. 6	奥 寺 良 之(3)	'22. 6	大 入 武 志(3)
'14. 11	源 新 和 彦(6)	'19. 6	山 内 一 晃(2)	'22. 12	加 藤 光 男(2)
'14. 12	源 新 和 彦(7)	'19. 7	山 内 一 晃(3)	'22. 12	音 喜 多 泉
'15. 6	源 新 和 彦(8)	'19. 7	源 新 和 彦(MD1)		

財 団 の 友

1984. 1	石 橋 邦 雄	〃	神 山 恵 介	1992. 11	山 下 美 実
〃	工 藤 昌 男	〃	元 沢 留 吉	1994. 11	沢 口 忠 彦
1984. 2	田 島 政 則	〃	夏 井 光 男	〃	差 波 育 子
1990. 6	相 内 新 造	〃	大 沢 一 郎	〃	阿 部 實
〃	浅 石 紘 爾	〃	大 宮 逸 雄	1996. 11	源 新 和 彦
〃	浅 石 大 和	〃	大 森 洪	〃	花 生 純 一
〃	千 葉 清 彦	〃	奥 寺 文 彦	〃	晴 山 武 司
〃	茶 谷 実	〃	齋 藤 乾 吉	〃	黒 沢 輝 雄
〃	大 黒 裕 明	〃	齋 藤 琇 学	〃	夏 堀 直 樹
〃	古 川 延 弘	〃	塚 原 隆 市	〃	奥 寺 良 之
〃	廣 澤 安 平	〃	營 田 新 三 郎	〃	奥 井 義 則
〃	引 間 久 雄	〃	富 沢 秀 樹	〃	坂 本 義 夫
〃	穂 積 一 暢	〃	山 本 忠 克	〃	佐 藤 啓 子
〃	石 橋 十 四 男	〃	田 島 政 則	1997. 11	工 藤 幸 子
〃	伊 藤 文 也	1992. 5	田 中 史 朗	〃	杉 本 明 子
〃	岩 渕 惣 二	〃	武 安 良 明	〃	磯 谷 聖 人
〃	久 保 聰 一	〃	南 山 寅 勝	〃	卯 道 誠 一
〃	木 村 亀 之 助	〃	中 村 匠 彦	〃	鈴 木 昌 一
〃	北 山 輝 夫	〃	荒 川 幸 治	〃	槻 館 洋 一

〃	河原木 宏 尚	〃	平 野 榮 子	〃	大 石 源
〃	木 村 純 明	〃	大 沼 衛	2013. 12	山 内 一 晃
〃	神 山 恭 則	2004. 5	赤 坂 公 男	〃	小 林 弘 文
〃	小 田 正	〃	木 村 幸 吉	〃	櫻 井 研 司
〃	野 坂 篤 司	〃	佐々木 則 夫	2015. 12	音喜多 泉
1998. 6	三 浦 隆 嗣	〃	横 町 芳 隆	2016. 11	小 澤 一 雅
〃	大 澤 一 郎	2005. 5	神 山 智 子	〃	片 野 潤
〃	高 畑 繁 範	2006. 11	加 藤 光 男	〃	田 中 渥 美
1999. 6	川 崎 益 美	〃	児 玉 禎 之	2017. 12	佐々木 悦 郎
2001. 2	西 塚 夏 志 人	〃	小 向 龍 悦	2018. 11	三 上 大 介
〃	川 崎 文 彦	〃	久 保 隆 明	2018. 11	千 葉 哲 也
〃	佐々木 昭 則	2009. 12	平 野 薫	〃	北 川 るり子
〃	白 山 均	2011. 12	源 新 明	〃	小 野 晶 子
〃	杉 本 正 雄	〃	小 金 平 育 男	2020. 12	類 家 順
〃	牛 窪 一 雄	〃	吉 田 悦 子	〃	川 合 美 奈 子
2001. 12	大 入 武 志	2012. 12	大 崎 光 明	2021. 12	田 村 隆 直
2003. 4	斎 藤 昌 子	〃	中 山 恵 美 子	〃	吉 田 美 登 紀

ベネファクター

北 山 輝 夫	1 回目	1996. 6. 28	源 新 育 子	1 回目	2014. 4. 2
北 山 輝 夫	2 回目	1997. 6. 26	源 新 和 彦	2 回目	2017. 9. 20
阿 部 實		1997. 11. 12	北 山 輝 夫	3 回目	2019. 5. 16
川 崎 益 美	1 回目	2003. 7. 23	北 山 輝 夫	4 回目	2019. 9. 4
源 新 和 彦	1 回目	2012. 6. 8	北 山 輝 夫	5 回目	2021. 4. 28

米 山 功 労 者

長谷川 専之助 (1980. 12)	北 山 輝 夫 (2018. 1) 8 回目
齋 藤 琇 学 (1984. 3)	山 内 一 晃 (2019. 3)
廣 澤 安 平 (1988. 8)	北 山 輝 夫 (2019. 5) 9 回目
川 崎 益 美 (2006. 7)	北 山 輝 夫 (2019. 9) 10 回目
大 黒 裕 明 (2009. 4)	平 野 薫 (2020. 6)
北 山 輝 夫 (2013. 1)	北 山 輝 夫 (2020. 7) メジャードナー (11・12 回目)
平 野 榮 子 (2013. 6)	源 新 育 子 (2020. 8)
源 新 和 彦 (2013. 11)	北 山 輝 夫 (2020. 10) メジャードナー (13 回目)
川 崎 益 美 (2013. 11) 2 回目	川 崎 益 美 (2020. 10) 4 回目
北 山 輝 夫 (2014. 1) 2 回目	源 新 和 彦 (2020. 12) 4 回目
源 新 和 彦 (2014. 4) 2 回目	北 山 輝 夫 (2021. 2) メジャードナー (14 回目)
川 崎 益 美 (2014. 11) 3 回目	北 山 輝 夫 (2021. 4) メジャードナー (15・16 回目)
北 山 輝 夫 (2015. 3) 3 回目	小 金 平 育 男 (2021. 5)
横 町 芳 隆 (2015. 12)	源 新 和 彦 (2021. 5) 5 回目
北 山 輝 夫 (2016. 4) 6 回目	北 山 輝 夫 (2022. 7) メジャードナー (17 回目)
源 新 和 彦 (2017. 4) 3 回目	北 山 輝 夫 (2023. 4) メジャードナー (18 回目)
北 山 輝 夫 (2017. 7) 7 回目	澤 口 忠 彦 (2023. 6)

年次引継書類及び財産一覧表

2023. 7. 2

永久保存書類・その他

1. 認 証 状
2. 定 款 細 則
3. テリトリー原本
4. クラブ年次活動報告書
5. クラブ年次活動計画書
6. 例 会 会 報 綴
7. 会員名簿原本(個人票綴)
8. ロータリー財団関係書類
9. 友好クラブ交流覚書

財 産 目 録 (什器備品及び設備品)

- | | |
|---------------------|-----|
| 1. 演 台 | 1 台 |
| 2. ロータリーの鐘 (点鐘用) | 1 台 |
| 3. 同 上 木 槌 | 1 丁 |
| 4. ニコニコボックス | 1 個 |
| 5. 国 旗 | 1 旒 |
| 6. ク ラ ブ 旗 | 1 旒 |
| 7. 歌 の 幕 | 3 枚 |
| 8. 名 札 掛 | 1 台 |
| 9. バ ナ ー 掛 | 8 本 |
| 10. ロ ッ カ ー (スチール製) | 2 個 |
| 11. 小 戸 棚 | 1 個 |
| 12. パ ソ コ ン | 2 台 |

歴代会長・幹事及びガバナー一覧表

会 長	幹 事	地区ガバナー	
1. 浅石	中川	文彦	昭45.7
2. 浅石	川田	助吉	昭46.7
3. 浅石	地守	三吉	昭47.7
4. 浅石	守村	幸三	昭48.7
5. 浅石	村上	三吉	昭49.7
6. 浅石	上館	吉正	昭50.7
7. 浅石	山部	正助	昭51.7
8. 浅石	田橋	行治	昭52.7
9. 浅石	田角	信治	昭53.7
10. 浅石	石富	男夫	昭54.7
11. 浅石	元工	孝市	昭55.7
12. 浅石	北田	孝市	昭56.7
13. 浅石	田穂	正太郎	昭57.7
14. 浅石	石夏	正元	昭58.7
15. 浅石	引千	親出	昭59.7
16. 浅石	大武	日禧	昭60.7
17. 浅石	阿夏	逸金	昭61.7
18. 浅石	差澤	智	昭62.7
19. 浅石	源木	邦仁	昭63.7
20. 浅石	神川	弘正	平元.7
21. 浅石	川小	徹慶	平2.7
22. 浅石	小工	正繁	平3.7
23. 浅石	大斎	吉三	平4.7
24. 浅石	斎大	彰五	平5.7
25. 浅石	大佐	剛光	平6.7
26. 浅石	佐大	光雄	平7.7
27. 浅石	大佐	一達	平8.7
28. 浅石	佐大	弘晴	平9.7
29. 浅石	小平	康子	平10.7
30. 浅石	平神	輝夫	平11.7
31. 浅石	川小	武重	平12.7
32. 浅石	中山	司廣	平13.7
33. 浅石	久山	康千	平14.7
34. 浅石	横山	佳高	平15.7
35. 浅石	神山	今沼	平16.7
36. 浅石	小山	源成	平17.7
37. 浅石	山平	成田	平18.7
38. 浅石	平小	田中	平19.7
39. 浅石	小佐	築	平20.7
40. 浅石	佐小		平21.7
41. 浅石	小横		平22.7
42. 浅石	横吉		平23.7
43. 浅石	吉平		平24.7
44. 浅石	平野		平25.7
45. 浅石	野木		平26.7
46. 浅石	木林		平27.7
47. 浅石	林野		平28.7
48. 浅石	野田		平29.7
49. 浅石	田野		平30.7
50. 浅石	野		令元.7
51. 浅石			令2.7
52. 浅石			令3.7
53. 浅石			令4.7
54. 浅石			令5.7

2023-2024年度 組織表

2023-2024年度 R.I 会長

ゴードン R. マッキナリー
(スコットランド/South Queensferryロータリークラブ)

2023-2024年度 R.I 第2830地区ガバナー

築 舘 智 大 (八戸ロータリークラブ)

組 織 表

会 長	小林 弘文	幹 事	平野 薫	会計補佐	片野 潤
会長エレクト	中山恵美子	副 会 長	澤口 忠彦	副 幹 事	大崎 光明
直前会長	佐々木悦郎	副 会 長	千葉 哲也	副 S A A	吉田美登紀
S A A	久保隆明	会 計	大入 武志	直前幹事	吉田 悦子

理 事

千葉 清彦	源新 育子	川崎 益美	佐々木則夫	小向 龍悦	神山 智子
-------	-------	-------	-------	-------	-------

委員会編成表

◎クラブ管理運営委員会

委員長 千葉 清彦

1. クラブ組織小委員会	リーダー	田村 隆直	佐々木則夫	加藤 光男	類家 順
	サブリーダー	石橋十四男	奥井 義則	三上 大介	
2. クラブ運営小委員会	リーダー	小澤 一雅	北山 輝夫	横町 芳隆	平野 榮子
	サブリーダー	神山 智子	小金平育男	山内 一晃	
3. 親睦小委員会	リーダー	吉田美登紀	澤口 忠彦	大入 武志	齋藤 昌子
	サブリーダー	吉田 悦子	佐々木悦郎	片野 潤	
4. 情報広報小委員会	リーダー	小田 正	源新 育子	千葉 哲也	源新 明
	サブリーダー	久保 隆明	奥寺 良之	中山恵美子	
5. 研修小委員会	リーダー	小向 龍悦	源新 和彦	大崎 光明	大石 源
	サブリーダー	大沼 衛	川崎 益美	小野 晶子	

◎奉仕プロジェクト委員会

委員長 小金平 育 男

1. 職業奉仕小委員会	リーダー	千葉 哲也	源新 和彦	加藤 光男	吉田 悦子
	サブリーダー	山内 一晃	大入 武志	久保 隆明	三上 大介
2. 社会奉仕小委員会	リーダー	佐々木悦郎	北山 輝夫	奥寺 良之	小澤 一雅
	サブリーダー	大崎 光明	小田 正	平野 榮子	田村 隆直
3. 国際奉仕小委員会	リーダー	片野 潤	石橋十四男	神山 智子	大沼 衛
	サブリーダー	川崎 益美	大石 源		
4. ロータリー財団小委員会	リーダー	源新 育子	奥井 義則	横町 芳隆	小向 龍悦
	サブリーダー	類家 順	源新 明		
5. 青少年奉仕小委員会	リーダー	小野 晶子	千葉 清彦	齋藤 昌子	吉田美登紀
	サブリーダー	佐々木則夫	澤口 忠彦	中山恵美子	

◎南グループガバナー補佐

吉 田 賢 治 (八戸南RC)

2023-2024年度 予算書

自 2023年7月1日
至 2024年6月30日 (単位:円)

区分	科目	前期決算額	前期予算	当期予算	備考	
	前期繰越金	9,904,595	9,904,595	10,109,956		
収入	会費	8,023,364	8,400,000	8,190,000	上期105,000円×39名 下期105,000円×39名	
	特別会費	543,000	1,200,000	1,200,000		
	雑収入	4,921	30,000	30,000		
	50周年残入金	892,887	—	—		
	収入合計	9,464,172	9,630,000	9,420,000		
	合計	19,368,767	19,534,595	19,529,956		
支出	本部負担金	入頭分担金	371,046	360,680	424,125	上期37.5\$×39名×145円 下期37.5\$×39名×145円
		比例入頭分担金	0	3,000	3,000	
		規定審議会分担金	5,304	5,080	5,655	1\$×39名×145円
		米山奨学金	117,000	120,000	117,000	上期1,500円×39名 下期1,500円×39名
		ロータリーの友	132,000	120,000	128,700	上期1,650円×39名 下期1,650円×39名
		小計	625,350	608,760	678,480	
	地区資金	地区運営費	975,000	1,000,000	975,000	上期12,500円×39名 下期12,500円×39名
		米山記念館助成金	3,900	4,000	3,900	100円×39名
		ガバナー会協力金	7,800	8,000	7,800	上期100円×39名 下期100円×39名
		R文庫運営協力金	7,800	8,000	7,800	上期100円×39名 下期100円×39名
		地区大会協力金	78,000	80,000	78,000	2,000円×39名
		RIJYEC運営費	7,800	8,000	7,800	200円×39名
		小計	1,080,300	1,108,000	1,080,300	
	会務費	各奉仕活動援助費	0	100,000	100,000	
		委員会活動費	76,344	200,000	300,000	
		例会費	3,047,032	4,260,000	4,760,000	
		会務費	603,349	700,000	800,000	
		人件費	840,000	840,000	840,000	
		旅費	268,960	300,000	300,000	
		事務費	87,886	100,000	150,000	
		事務費送金手数料	44,990	50,000	50,000	
		計画書作成費	280,000	280,000	280,000	
		会報費	609,400	700,000	700,000	
諸会合費		260,800	200,000	500,000		
財団ポリオ寄付金		966,900	914,400	1,017,900	180\$×39名×145円	
交換学生援助費		0	0	0		
IA活動資金		220,000	200,000	200,000		
パナー作成費		247,500	500,000	—		
予備費	0	100,000	300,000			
雑費	0	100,000	100,000			
	小計	7,553,161	9,544,400	10,397,900		
	支出合計	9,258,811	11,261,160	12,156,680		
	次期繰越金	10,109,956	8,273,435	7,373,276		
	合計	19,368,767	19,534,595	19,529,956		

会長方針

『共に未来を築く』

第54代会長 小林 弘 文

新型コロナウイルス感染症パンデミックは、私たちが互いに支え合い、協力し合う必要性を浮き彫りにした数年間でした。第5類引き下げ後の今後の八戸北ロータリークラブは、共に未来を築くというテーマを掲げ、会員メンバーの結束を強化し、地域の課題や様々な諸問題に取り組みながら、持続可能な社会の実現に向けて力を合わせます。

尊敬するクラブロータリアンの皆様へ

私がこの度、ロータリークラブの会長に選出されたことを光栄に思っております。コロナウイルスのパンデミックが我々の生活と活動に大きな影響を与えましたが、終息への道が見え始め、新たな時代に向けての活動を展開する準備が整いました。私の会長方針は、コロナ後の新しいスタートを切るために、以下の5つの柱に基づいています。

1. 安全と健康の確保

終息後も安全と健康が最優先です。私たちは、感染予防策の徹底や公衆衛生機関のガイドラインに沿った活動を行い、会員や参加者の安全を確保します。また、情報の正確性と透明性を重視し、会員と地域社会に適切な情報を提供します。

2. リカバリーと支援

コロナの影響を受けた地域社会のリカバリーと支援が重要です。特に最も脆弱な人々や団体に目を向けてサポートを行います。こども宅食、食堂の支援や、また、孤独になりやすい乳幼児の子育て世代を中心に支援とサポートを行います。

3. 地域との結束と活性化

終息後の社会では、地域との結束と活性化が重要な役割を果たします。私たちは、地域のイベントや活動に積極的に参加し、地域コミュニティの結束を強めることに努めます。また、友好クラブであります松戸東ロータリークラブ様との相互交流を今年度も継続できるように模索します。

4. 会員の多様性と包括性の促進

私たちは、会員相互の多様性と包括性を重視します。異なる専門分野や背景を持つ会員が集い、相互に学び合いながら、クラブの活動に貢献します。女性や若者、地域の異なる人々など、多様な人材を積極的に勧誘し、クラブのパートナーシップを広げていきます。

5. 持続可能な社会への貢献

私たちは、地球環境の保護と持続可能な社会の実現に向けて貢献します。清掃活動、リサイクル活動の推進、廃棄食品削減や環境負荷の教育や意識啓発活動など、地球にやさしい取り組みを推進します。

この会長方針は、コロナ終息後の新たな時代において、クラブの発展と社会への貢献を重視するものです。今後一年間、会員皆様、ご理解とご協力をお願いいたします。

活動目標

- ・会員1名以上の純増
- ・地区目標の推進
- ・MY ROTARYの登録推進
- ・他クラブとの親睦交流
- ・財団寄付：年次基金150ドル／人、ポリオプラス30ドル／人
- ・米山記念奨学金寄付：特別寄付2万円／人、普通寄付3千円／人

活 動 計 画 書

会長エレクト活動計画書

会長エレクト 中 山 恵美子

本年度は会長エレクトとして諸先輩方のご指導を賜りながら、小林会長の掲げる「共に未来を築く」のテーマの下、メンバーの結束強化や地域の課題解決の取り組みの実践に貢献できるよう努めてまいります。

次年度にむけては、本年度の活動を通じてクラブ運営を学びながら、時期会長としての方針を確立できる一年にしたいと考えております。

SAA活動計画書

SAA 久 保 隆 明

1. 会長幹事らと連携をとりながら、円滑な例会進行を目指していきます。
2. ゲスト・ビジターが楽しく過ごしていただけるように、楽しい雰囲気を醸成できるように努めます。

クラブ管理運営委員会活動計画書

委員長 千 葉 清 彦

今年度は、新型コロナウイルスの影響が、大分少なくなってきましたので、この委員会は大事な委員会になってきました。各小委員会が会長方針に沿って、クラブの活性化を図り、クラブの特徴を十分に活かした活動を、確実に実行できるように皆様のご協力をお願い致します。

クラブ組織小委員会活動計画書

リーダー 田 村 隆 直

今年度は、新型コロナウイルス感染症も第五類に引き下げられ、様々なイベントが行われようとしています。小林会長の掲げる「共に未来を築く」を鑑みますと、より魅力あるクラブにする事により、新規会員増強また脱会防止につながり会長方針により近づけるのではないかと考えます。そのためにはまず小委員会で親睦を深めながら意見を出し合う機会を計画したいと思います。

目標は、確実に1名の純増。職業分類の充填はもとより、様々なイベントを活用し女性や若者にも積極的に勧誘をはかっていきたいと思っております。

出席率の向上、脱会防止も小委員会で議論し、より良い方法を見出せたらと考えております。宜しくお願い致します。

クラブ運営小委員会活動計画書

リーダー 小 澤 一 雅

コロナによる制約がほぼなくなった今年度、改めて組織の在り方と運営を見直し、他の委員会とも連携を取りながらクラブの強化、活動の活性化に繋げる一年とします。

そのためにメンバー間のコミュニケーション

を図り、親睦を深めながらロータリー活動への理解と知識を向上させ、クラブ運営の課題とその克服に取り組みます。

親睦小委員会活動計画書

リーダー 吉田 美登紀

新型コロナウイルス感染症のため活動の制限を余儀なくされてきた数年間でしたが、第五類に引き下げられたことで、今年度は親睦の機会の創出を意識した活動を考えています。

1) 夜間例会

季節や行事に即した設えを工夫

2) 八戸中央ロータリークラブとの合同例会

幹事クラブとして

3) 八戸東ロータリークラブとの合同例会

幹事クラブとして

4) 委員会の開催

引き続き安全に配慮しながら、楽しく親睦を深める一年間にしたいと思います。

情報広報小委員会活動計画書

リーダー 小田 正

会報やホームページの更なる充実に努めたいと思います。

研修小委員会活動計画書

リーダー 小向 龍悦

会員への情報提供や、地区の研修への参加、例会を利用した会話の場を活用し、その中で、新入会員に対してはオリエンテーションの実施により、ロータリーの理解を深める。また、現会員に対してはコミュニケーションの場を通して、相互の理解を深めるようにしたいと思います。

奉仕プロジェクト委員会活動計画書

委員長 小金平 育男

今年度はそれぞれの小委員会活動を補佐して、継続と積極的活動を目指します。

地域社会に求められる奉仕活動の新情報を掴むことや、現に実施している活動を継続していくことを大切にします。

これまでは、コロナ禍で十分な活動が出来なかったと思われます、今後はそれぞれの小委員会が計画に沿って活発に動くことを期待します。

職業奉仕小委員会活動計画書

リーダー 千葉 哲也

まずは、会長方針「共に未来を築く」と5つの柱を理解し、本小委員会としてまずは会員一人ひとりが自らの職業を通じどの様に社会に奉仕しているかを見つめなおしていきます。

1. 四つのテストの唱和の実践

2. 自らの職業と奉仕活動の紹介

唱和を通じ職業奉仕の考えに立ち戻り、卓話の中でお互いの職業奉仕についての考えを学び合っていきたいと思います。

社会奉仕小委員会活動計画書

リーダー 佐々木 悦郎

会長の掲げる「共に未来を築く」のテーマのもと、地域に住む住民の生活の質と福祉の向上に向け、これまでのクラブとしての活動を継承しつつ、地域の現状に対して我々ができることを具体的に行動することを目標として活動展開してまいります。

現段階の活動予定の7月9日に蕪島恵比寿浜周辺のゴミ拾い清掃活動（今年度三陸復興国定公園制定10周年記念にあわせて）等の計画を実行し、地域の美化活動を通じて会長方針の⑤持続可能な社会への実現へつなげてまいりたいと思います。

国際奉仕小委員会活動計画書

リーダー 片野 潤

コロナも5類感染症へ移行して、今後本格的に海外との交流や往来が増える予想なので、海外で活動する方々との新規交流や意見交換を増やし、その交流を経てボランティアなどの活動を進めたい、又は今後の足場づくりをと考えております。活動としても日本からの金銭支援だけでなく、有志を募り、現地へボランティアをしに行き、現状を視察して今後の想定を考慮していきたいと思えます。

ロータリー財団小委員会活動計画書

リーダー 源 新 育 子

今年度、小林会長は「共に未来を築く」をテーマに、クラブ運営及び活動の指針を示されました。その意を得てロータリー財団小委員会では、今期は特にロータリー財団の理解に力を入れたいと考えます。昨年度のPETSや地区協議会などの研修ではロータリー財団に関しての理解がこれまでになく強く求められました。そのことを踏まえ、また会長のテーマに沿って考えるに、クラブの一人一人が財団のシステムや活動の内容などを理解することにより、もっと地域社会や世界平和に対する様々な奉仕のニーズに心を寄せることと思えます。以上の事から4項目の具体的な実施目標を掲げました。

1. 地区ロータリー財団研修への参加

【7月・11月】

2. 地区目標の達成

年次基金寄付 一人150ドル

ポリオプラス寄付 一人30ドル

3. ポールハリスフェロー・ベネファクターの輩出

4. ロータリー財団研修の実施（例会以外に学べる手段を考え実施する）

青少年奉仕小委員会活動計画書

リーダー 小野 晶子

新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられたことによって、社会活動、経済活動がコロナ前に戻りつつあります。それに伴い、聖ウルスラ学院高等学校のインターアクトクラブの活動も今後活発化し、青少年交換留学制度も復活することでしょう。

そこで、当委員会としては、コロナ前に行っていた活動を参考に、①児童養護施設などへの経済的な支援、②ウルスラ高校インターアクトクラブへの支援、③交換留学生へのサポート、などを実施していきたいと思えます。

プログラム委員会活動計画表

年月	備考	日	曜	時間	例会場	形式	主題(テーマ)	運営担当	理事	
2023・7月	母子の健康月間	4	火	12:30～	八戸プラザH	クラブ協議会	会長方針・予算	会長・幹事		
		9	日	10:00～	蕪島	移動例会	蕪島清掃活動	社会奉仕		
		11	火				振替休会	7/9分		
		18	火	12:30～	八戸プラザH	クラブ協議会	委員会活動計画	会長・幹事	○	
		25	火	18:30～	八戸プラザH	夜間例会	納涼例会	親睦		
8月	会員増強・新クラブ結成 推進月間	1	火			任意休会				
		8	火	6:30～	櫛引八幡宮	合同早朝例会	南部RCとの合同例会	会長・幹事		
		15	火				振替休会	8/17分		
		17	木	18:30～	八戸パークH	合同例会	南G合同夜間例会	八戸南RC		
		22	火	12:30～	八戸プラザH	例会	外部卓話(子ども食堂)	社会奉仕	○	
29	火	18:30～	八戸パークH	夜間例会	たまには違うとこで乾杯	親睦				
9月	ロータリーの友月間 基本的教育と識字率向上月間	5	火	12:30～	八戸プラザH	クラブ協議会	松戸東RCとの今後について	会長・幹事		
		12	火	12:30～	八戸プラザH	クラブ協議会	ガバナー公式訪問に向けて	会長・幹事	○	
		19	火				振替休会	祝日		
		26	火	12:30～	八戸プラザH	例会	ガバナー公式訪問	会長幹事		
		30	土	14:00～	八戸パークH	I・M	南グループI・M	八戸南RC		
10月	地域社会の経済発展月間 (米山月間)	3	火	12:30～	八戸プラザH	例会	卓話(青少年奉仕)	青少年		
		10	火				振替休会	祝日		
		17	火	12:30～	八戸プラザH	例会	外部卓話(公共イメージ)	情報広報	○	
		20	金		八戸カントリークラブ 八戸グランドH	地区大会	地区大会記念ゴルフ RI会長代理歓迎晩餐会			
		21	土		八戸市公会堂 プラザアーバンホール		地区大会 大懇親会			
		22	日		八戸市公会堂		地区大会			
		24	火				振替休会	地区大会		
31	火	12:30～	八戸プラザH	例会	外部卓話(米山奨学生)	青少年				
11月	ロータリー財団月間	7	火	12:30～	八戸プラザH	クラブ協議会	今年度目標の進捗状況について	会長・幹事		
		14	火	12:30～	八戸プラザH	例会	外部卓話(ロータリー財団)	ロータリー財団	○	
		21	火				振替休会	祝日		
		25	土		ホテル青森		ガバナーエレクト国際協議会出席 壮行会			
		28	火	18:30～	八戸プラザH	夜間例会	八戸中央RC合同例会	親睦		
12月	疾病予防と治療月間	5	火	12:30～	八戸プラザH	例会	外部卓話(ポリオ出前授業)	研修		
		12	火	12:30～	八戸プラザH	例会	年次総会	会長・幹事	○	
		19	火	18:00～	八戸プラザH	夜間例会	クリスマス家族例会	親睦		
		26	火				任意休会			

年月	備考	日	曜	時間	例会場	形式	主題(テーマ)	運営担当	理事
2024・1月	職業奉仕月間	2	火			休 会			
		9	火	12:30~	櫛引八幡宮	新年互礼会	年頭にあたり	会長・幹事	
		16	火	12:30~	八戸プラザH	クラブ協議会	定款、細則等 確認見直し	会長・幹事	○
		23	火	12:30~	八戸プラザH	クラブ協議会	定款、細則等 確認見直し	会長・幹事	
		30	火	18:30~	八戸プラザH	夜間例会	新年を寿ぐ会	親 睦	
2月	平和構築と紛争予防月間	6	火	12:30~	八戸プラザH	例 会	外部卓話(職業奉仕)	職業奉仕	
		13	火			振替休会	祝日		
		17	土		五所川原商工会館 Hサニート五所川原	D T T S	2024-25年度のための 地区チーム研修セミナー		
		20	火	12:30~	八戸プラザH	例 会	外部卓話	会長・幹事	○
		27	火	18:30~	八戸プラザH	夜間例会	八戸東RC合同夜間例会	親 睦	
3月	水と衛生月間	5	火	12:30~	八戸プラザH	例 会	外部卓話	会長・幹事	
		12	火	12:30~	八戸プラザH	例 会	次年度補助金申請について	次期会長・幹事	○
		19	火			振替休会	祝日		
		23	土		オルテンシア Hサニート五所川原	P E T S	2024-25年度のための 会長エレクト研修セミナー		
		24	日						
		26	火	18:30~	八戸プラザH	夜間例会	お雛様例会	親 睦	
4月	環境月間	2	火	12:30~	八戸プラザH	例 会	PETS報告会	次期会長・幹事	
		9	火	12:30~	八戸プラザH	例 会	外部卓話	会長・幹事	○
		16	火	12:30~	八戸プラザH	例 会	外部卓話	会長・幹事	
		23	火	18:30~	八戸プラザH	夜間例会	観桜夜間例会	親 睦	
		30	火			振替休会	祝日		
5月	青少年奉仕月間	7	火			振替休会	祝日		
		14	火	12:30~	八戸プラザH	例 会	卓話	会長・幹事	○
		18	土		オルテンシアほか	D T A	2024-25年度のための 地区研修・協議会		
		19	日						
		21	火	12:30~	八戸プラザH	例 会	地区協議会報告	次期会長・幹事	
		25日(土)~29日(水)			シンガポール	国際大会	ロータリー国際大会		
		28	火	18:30~	八戸プラザH	夜間例会	エレクトを励ます会	親 睦	
6月	ロータリー親睦活動月間	4	火	12:30~	八戸プラザH	例 会	次年度準備	次期会長・幹事	
		11	火	12:30~	八戸プラザH	例 会	委員会活動報告①	会長・幹事	○
		18	火	12:30~	八戸プラザH	例 会	委員会活動報告②	会長・幹事	
		25	火	18:30~	八戸プラザH	夜間例会	創立総会	親 睦	

職業大分類		職業分類	正会員
通信・放送・ニュースサービス	通信	電話・通信・携帯電話 郵便事業	平野榮子
	放送	ラジオ・テレビ放送 有線放送 有線テレビ放送	
	ニュースサービス	新聞発行・報道 新聞配布取次	
	IT	ソフト・電子機器	
	情報処理	情報処理	千葉哲也
木材・家具・雑貨	木材	山林業・製材業・材木建材店	
	家具	家具寝具販売	
	家庭用雑貨 装飾品	家庭用雑貨販売 化粧品販売 靴皮製品・陶磁器販売	
事務所紙用品	紙工業	紙製造販売	
	事務所用品	事務所用品販売 OAスチール家具販売	加藤光男
機械	自動車	自動車解体 自動車電装整備・販売 駐車場経営 レンタカー 各種リース業	
	機械・船舶	造船修理 モーター・潜水用具等販売 各種機械・計量器販売	
美術学・貴金属芸	光学製品	光学製品・眼鏡販売	
	時計貴金属	時計販売 金銀製品・宝石類販売	
	美術品	美術工芸品販売 工芸品・骨董品製造販売	

職業大分類		職業分類	正会員
教育・宗教・文化施設	教育・文化施設	学校経営(大学 短大 高校) 幼稚園 保育園・認定こども園 学習塾経営・人材育成 展示館・博物館・図書館	小澤一雅 中山恵美子
	宗教・式典	葬儀業 仏具祭壇用品販売 仏教道 神道他 キリスト教	類家順
鉄・鋳物	鉄・鋳物	スクラップ 鉄・鋳物製造 鉄製品販売業 鉄骨加工業 金属精錬業	佐々木悦郎
金融・証券・保険	金融	外国為替銀行 商業銀行 信託業 各種金融公庫 リース業 証券業	
	保険	保険業	大崎光明
建築・土木・窯業	建設業	建築・電気・機械設備設計 測量設計業 建設業 建設コンサルタント業 鉄工業 管工事業 土木業・舗装業 造園業 屋根板金業 内装業(軽鉄・クロス) 左官業 産廃処理業	石橋十四男 澤口忠彦 田村隆直 山内一晃 小金平育男 小向龍悦
	建設材料	建材・碎石販売 生コン・セメント二次製品販売 アルミ製品・ガラス製品加工販売 塗料・防水材料販売 施工 木建具・造付家具製造販売 タイル・左官材販売	

職業大分類		職業分類	正会員
サービス・自由業	法律	弁護士・弁理士 司法書士 行政書士 会計士	浅源小久源 石新野保新 紘晶隆 爾明子明明
	税理士	税理士	北大山人 輝武夫志
	不動産業	不動産業 アパート・マンション・貸ビル業 土地家屋調査士	三上大介
	洗濯クリーニング	クリーニング・ランドリー	
	清掃業	清掃事業・ビル清掃業	
	理容・美容	理容室 美容室 サウナ・浴場	
	芸術	音楽 絵画 華道 茶道 書道 舞踊 陶芸	齋藤昌子
食料品	飲料・酒類	飲料水販売	
	食品製造販売	穀物・雑穀及び加工品製造販売 菓子製造販売 青果物卸販売 乳製品製造販売 食品材料卸販売	川崎益美 大沼衛
レクリエーション・スポーツ	スポーツ	スポーツ店経営 各種スポーツクラブ経営 ゴルフ場経営 ゴルフ練習場経営	
	レクリエーション	映画館 遊技場 囲碁・将棋 楽器販売・演奏	

職業大分類		職業分類	正会員
ガス・水道・電気・石油	電気・電子機器販売	家電製品販売 発電事業 電気工事 CD・ビデオ／販売・レンタル	吉田美登紀 大石源
	石油・ガス	石油製品／ガソリンスタンド 液化ガス・都市ガス／製造・販売 ガス工事	平野薫
	上下水道・浄水処理	上下水道工事店 汚水・下水・浄水処理業	源新和彦
畜産・水産・農業・園芸	農業園芸	農業・園芸・肥料販売 花・園芸用品販売 農機具販売	
	ペット畜産	ペットショップ 獣医・犬猫病院 牧畜業（牛・馬・羊他） 飼料販売配布	
	水産	造船 船舶 魚市場	
商業	商業	市場 加工・養殖 マーケット・DIY スーパーマーケット 百貨店紳士婦人服呉服販売	横町芳隆 佐々木則夫
	貿易	輸入・輸出	吉田悦子
レ스토랑	ホテル	ホテル 結婚式場 ビジネスホテル 温泉・リゾートホテル	神山智子
	レストラン	食堂・ドライブイン 料理店（和洋中華他）	

八戸北ロータリークラブ

定 款 細 則 慶 弔 規 程 旅 費 規 程

2023. 7 現在

八戸北ロータリークラブ定款

第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 細 則：本クラブの細則
3. 理 事：本クラブの理事
4. 会 員：名誉会員以外の本クラブ会員
5. R I：国際ロータリー
6. 衛星クラブ（該当する場合）：
潜在的クラブ。その会員は本クラブの会員でもある。
7. 書 面：文書化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。
8. 年 度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 名称

本会は、八戸北ロータリークラブとする。
(国際ロータリー加盟会員)

第3条 クラブの目的

本クラブの目的は、次の通りである。

- (a) 「ロータリーの目的」の達成を目指すこと
 - (b) 五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施すること
 - (c) 会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること
 - (d) ロータリー財団を支援すること
 - (e) クラブレベルを超えたリーダーを育成すること
- (※訳注：「第3条クラブの目的」の原文は「Article 3 Purposes」ですが、既存の第5条「目的」[Object]と区別するため、上記の訳では「クラブの」が補足されています。)

第4条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りである：八戸市
本クラブの衛星クラブは、本クラブと同じ、またはその周辺地域に所在するものとする。

第5条 目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次

の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第6条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実際的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロ

ジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

第7条 会合

第1節 例会。

- (a) 日および時間。本クラブは、細則に定められた日および時間に、定期の週の会合を開くものとする。
- (b) 会合の方法。例会は、直接顔を合わせるか、電話で、オンラインで、またはオンラインの参加型の活動を通じて開催することができる。参加型の会合は、参加型の活動が掲載される日に開かれるとみなされるものとする。
- (c) 会合の変更。正当な理由がある場合、理事会は、例会を、前回から次回の例会の間のいずれかの日、定例日の他の時間、または他の場所に変更することができる。
- (d) 取消。例会日が以下にあたる場合、理事会は、例会を取りやめることができる。
 - (1) 祝日にあたる場合、またはその週に祝日が含まれる場合
 - (2) 会員の葬儀の場合
 - (3) 全地域社会にわたる流行病もしくは災害が発生した場合、または
 - (4) 地域社会での武力紛争がある場合理事会は、ここに列記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができるが、3回を超えて続けて例会を取りやめてはならない。
- (e) 衛星クラブの例会（該当する場合）細則により定められている場合、衛星クラブは、会員により定められた場所と日時において、毎週1回、定期の会合を開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第1節(c)と同様の方法で変更できる。衛星クラブの各会合は、本条第1節(d)の理由によって取りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。
- (f) 例外。細則には、本節に従わない規定を含めることができる。ただし、クラブは少なくとも月に2回、例会を行わなければならない。

第2節 一年次総会。

- (a) 役員を選挙するため、現年度の収入と支出を含む中間報告および前年度の財務報告を発表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年

12月31日までに開催されるものとする。

- (b) 衛星クラブは、衛星クラブのための役員を選挙するため、12月31日の前に年次総会を開催するものとする。

第3節 一理事会の会合。理事会のすべての会合後60日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである。

第8条 会員身分

第1節 全般的資格条件。本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、および／または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および／または世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

第2節 種類。本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の2種類とする。本条第7節に従って、クラブは他の会員の種類を設けることができる。これらの会員は正会員または名誉会員としてR Iに報告される。

第3節 正会員。R I定款第5条第2節の資格条件を有する者は、クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節 衛星クラブの会員。本クラブの衛星クラブの会員は本クラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとしてR Iから加盟が認められるまで続く。

第5節 二重会員の禁止。いかなる会員も、同時に、

- (a) 本クラブと、本クラブの衛星クラブ以外の別のクラブに所属することはできない、または
- (b) 本クラブにおいて、名誉会員になることはできない。

第6節 名誉会員。本クラブは、理事会が決定した存続期間で名誉会員を選ぶことができる。名誉会員は以下の資格を満たすものとする。

- (a) 会費の納入を免除される
- (b) 投票権を持たない
- (c) クラブのいかなる役職にも就かない
- (d) 職業分類を保持しない、および
- (e) 本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができるが、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も持たないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく訪問することはできない。

第7節 一例外。細則には、第8条第2節および第4～6節に従わない規定を含めることができる。

第9条 クラブの会員構成

第1節—一般規定。各会員は、その事業、専門職務、職業、または社会奉仕に従って分類されるものとする。職業分類は会員の会社、企業、団体の主要かつ一般世間が認めている事業活動を示すものか、本人の主要かつまた一般世間が認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものとする。理事会は、会員が役職、専門職務、または職業を変更する場合、会員の職業分類を修正することができる。

第2節—多様なクラブ会員基盤。本クラブの会員基盤は、年齢、性別、および民族的多様性を含め、地域社会の事業、専門職務、職業、および市民組織の多様性を表すものであるべきである。

第10条 出席

第1節—一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加するべきである。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、

- (a) その例会時間の少なくとも60パーセントに直接、電話で、またはオンラインで出席する
- (b) 会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなり、その後退席が妥当であると示す十分な理由をクラブ理事会に提示する
- (c) クラブのウェブサイトにて例会が掲載されてから1週間以内に定例のオンラインの会合または参加型活動に参加する、または
- (d) 次のような方法で同じ年度に欠席をメイクアップする：
 - (1) 他のロータリークラブ、仮クラブ、または他のロータリークラブの衛星クラブのいずれかの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。
 - (2) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもって定刻に会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。
 - (3) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。
 - (4) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。

- (5) クラブのウェブサイトを通じて、オンラインの会合または参加型活動に参加すること。
- (6) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ロータリーアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または
- (7) R I 国際大会、規定審議会、国際協議会、ロータリー研究会、R I 理事会またはR I 会長の承認を得て招集された会合、合同ゾーン大会、R I 委員会会合、地区大会、地区研修・協議会、R I 理事会の指示の下に開催された地区会合、ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたクラブの都市連合会に出席すること。

第2節—遠方での勤務中の長期の欠席。会員が長期にわたって遠方で業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブが合意していれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第3節—その他のロータリー活動による欠席。欠席のメイクアップが必要とされないのは、会合のときに、会員が

- (a) 第(1)(d)(7)節に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。
- (b) 役員またはR I 委員会の委員、TRF管理委員として、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (c) ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (d) R I に雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (e) メイクアップすることができないような僻遠の地で、地区、R I、またはTRFの提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または
- (f) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

第4節—R I 役員の欠席。会員が現役のR I 役員または現役のR I 役員の配偶者／パートナーである場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

第5節—出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会は、正当かつ十分な理由、条件、および状況によるものを承認する。このような出席規定の適用の免除は、最長12カ月間までとする。ただし、健康上の理由、子どもの誕生または養子縁組

の後、または里親期間中に欠席となる場合は、理事会が当初の12カ月を超えて延長することができる。

- (b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、少なくとも20年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第6節—出席の記録。本条第5節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第4節または第5節(b)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第7節—例外。細則は、第10条に従わない規定を含めることができる。

第11条 理事および役員および委員会

第1節—管理主体。本クラブの管理主体は、細則に規定される理事会である。

第2節—権限。理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持ち、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第3節—理事会による最終決定。クラブのあらゆる事項に関して、理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、理事会が会員身分の終結の決定をした場合、会員は第13条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。理事会の決定を覆すための提訴は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票を必要とする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、幹事が当該提訴の予告を各会員に対して与えていなければならない。提訴に対するクラブの決定が最終決定である。

第4節—役員。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1名または数名の副会長も役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また、会場監督もクラブ役員であるが、細則が定める場合、理事会のメンバーとすることができる。各役員と理事は、本クラブの瑕疵なき会員であるものとする。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

第5節—役員選挙。

- (a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定

めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任する。

- (b) 会長の任期。会長ノミニーは、細則の定めるところに従って、会長として就任する日の直前18カ月以上2年以内に選挙されるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトになる。会長は、7月1日に就任し、1年間、その職務に当たる。後任者が選挙されない場合、現会長の任期は最長1年間延長される。

- (c) 会長の資格要件。クラブ会長の候補者は、ガバナーが1年未満であってもこの要件を満たしていると判断しない限り、指名に先立つ少なくとも1年間、本クラブの会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会に出席するものとする。免除された場合は、会長エレクトがクラブから代理の者を派遣するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会に出席しない場合、あるいは、免除されてもクラブの代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任しないものとする。その場合、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第6節—本クラブの衛星クラブの組織運営。

- (a) 衛星クラブの監督。本クラブは、理事会が適切とみなす一般的な監督と支援を、衛星クラブに提供するものとする。
- (b) 衛星クラブの理事会。日々の運営のため、衛星クラブの理事会を毎年選出するものとする。この理事会は会員から選ばれ、細則の定めるところに従って、衛星クラブの役員および4～6名のその他の会員により構成される。衛星クラブの最高役員は議長(chair)であり、その他の役員は、直前議長、議長エレクト、幹事、会計とする。衛星クラブ理事会は、本クラブの指導の下、ロータリーの規定、要件、方針、目標、目的に従って、衛星クラブの日々の運営とクラブ活動の管理を担うものとする。本クラブ内または本クラブに対して、いかなる権限も持たない。
- (c) 衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、毎年、ク

クラブ会員と、クラブの活動およびプログラムに関する報告書を、本クラブの会長と理事会に提出するものとする。この報告書には、財務諸表と監査または審査済みの会計報告を添付するものとし、これらは、本クラブの年次総会に向けた報告書に含まれる。また、本クラブからの要請に応じて、その他の報告書を随時提出する。

第7節—委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。

- (a) クラブ管理運営
- (b) 会員増強
- (c) 公共イメージ
- (d) ローターリー財団、および
- (e) 奉仕プロジェクト

理事会または会長は、必要に応じて追加の委員会を任命できる。

第12条 会費

すべての会員は、細則の定める年会費を納入するものとする。

第13条 会員身分の存続

第1節—期間。会員身分は、以下に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節—自動的終結。

- (a) 例外。会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。ただし、会員が本クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外に移転するが、引き続きクラブ会員のすべての条件を満たしている場合、理事会は
 - (1) 会員が本クラブに留まることを許可する。または、
 - (2) 新しい地域社会にあるロータリークラブを訪問して知り合いになってもらうために1年以内の期間に限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。
- (b) 再入会。瑕疵なき会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、その人物は同じ職業分類または別の事業、専門職務、職業、社会奉仕、その他の職業分類の下に、再度新たに入会申込をすることができる。
- (c) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、延長されない限り、理事会が決定した期間の

終了をもって自動的に終結する。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第3節—終結—会費不払。

- (a) 手続。期日後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、幹事が、書面をもって催告するものとする。催告後10日以内に会費が納入されなければ、理事会はその裁量によって会員身分を終結することができる。
- (b) 復帰。理事会は、元会員が要請し、クラブに対するすべての負債を支払った場合、元会員を会員身分に復帰させることができる。

第4節—終結—欠席。

- (a) 出席率。会員は、
 - (1) メークアップを含むクラブ例会または衛星クラブ例会の出席率が少なくとも50パーセントに達しているか、年度の各半期間にクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に少なくとも12時間参加しているか、または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。および
 - (2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも30パーセントに出席、またはクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に参加しなければならない（R I理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする）。

規定通り出席できない会員は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、会員身分を終結されることがある。

- (b) 連続欠席。理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第10条第4節もしくは第5節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメークアップもしていない場合、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えることができる。理事会が会員に通知した後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。
- (c) 例外。細則は、第13条第4節に従わない規定を含めることができる。

第5節—終結—その他の理由。

- (a) 正当な理由。理事会は、いずれの会員も、クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の3分の2以上の賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第8

条の第1節、「四つのテスト」、およびロータリアンの高い倫理基準とする。

- (b) 通知。理事会が本節(a)項の下に決定する前に、当該会員は、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面にて回答する機会を与えられるものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されるものとする。会員は、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つ。

第6節—会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求め る権利。

- (a) 通知。幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結または保留させる決定を、書面で会員に通知するものとする。その会員は通告後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、または調停もしくは仲裁に訴えるかを通告することができる。調停または仲裁の手続は第17条に規定されている。
- (b) 提訴。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるクラブの例会において、当該聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定するものとする。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられるものとする。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。クラブの決定が最終決定であり、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、仲裁を要求することはできない。

第7節—理事会による最終決定。もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合、理事会の決定は最終決定となるものとする。

第8節—退会。会員の本クラブからの退会の申出は会長または幹事宛に書面をもって行い、理事会が受理するものとする。ただし、当該会員が本クラブに負債がある場合を除く。

第9節—資産関与権の喪失。いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員が何らかの権利を得ていた場合、本クラブのいかなる資金またはその他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第10節—一時保留。本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたとい

- う信憑性のある告発がある場合、および、
- (b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、
- (c) 当該会員の会員身分に関していかなる措置も取るべきではなく、その結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が最初に取りられるべきである場合、および、
- (d) 当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかのクラブの活動への出席や、いかなる役職や任務からも除外することがクラブの最善の利益となる場合、

理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する妥当な期間（ただし最大90日間）と理事会が定めたその他の条件に従い、会員の会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、本条第6節に定められる通り、一時保留について提訴する、または調停や仲裁を求めることができる。一時保留期間中、当該会員は出席要件を免除されるものとする。理事会は、一時保留期間が終了する前に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならぬ。

第14条 地域社会、国家、および国際問題

第1節—適切な主題。地域社会、国家および世界の福祉にかかわる公共問題は、クラブ会合における公正かつ理解を深める討議の対象として適切な主題である。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明しないものとする。

第2節—支持の禁止。本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦しないものとする。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議しないものとする。

第3節—政治的テーマの禁止。

- (a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、決議ないし見解を採択したり配布したりしないものとする。またこれに関して行動を起こさないものとする。
- (b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願しないものとする。また書状、演説、提案を配布しないものとする。

第4節—ロータリーの発祥を記念して。ロータリーの創立記念日、2月23日の週は、世界理解と平和週間であ

る。この1週間、本クラブはロータリーの奉仕を祝い、これまでの業績を振り返り、地域社会と世界中で平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第15条 ロータリーの雑誌

第1節—購読義務。本クラブがR I理事会によって免除されていない限り、各会員は、機関雑誌を購読するものとする。同じ住所に住む二名のロータリアンは、機関雑誌を合同で購読することができる。購読は本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払日に支払われるものとする。

第2節—購読料。購読料は、クラブが各会員から事前に徴収し、R IまたはR I理事会が決定した通り、購読する地域雑誌の事務所に送金するものとする。

第16条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守

会員は、会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、クラブ定款・細則を順守し、これに拘束されることを受諾する。これらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、クラブ定款・細則の文書を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第17条 仲裁および調停

第1節—意見の相反。現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間の意見の食い違いは、理事会の決定を除き、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停または仲裁によって解決を図るものとする。

第2節—調停または仲裁の期限。要請を受理してから21日以内に、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の日取りを決定するものとする。

第3節—調停。調停の手続きは、

- (a) 国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって認められたもの、または
- (b) 代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたもの、または
- (c) R I理事会もしくはTRF管理委員会が定めた指針文書において勧められるものとする。

ロータリアンのみが調停人となることができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有する調停人を任命す

るようガバナーもしくはガバナーの代理人に依頼することができる。

(a) 調停の結果。調停後に論争当事者が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者、調停人、および理事会に記録を1部ずつ提出するものとする。クラブへの情報提供のために、当事者が承諾できる要約文を作成するものとする。論争当事者の一者が調停内容を十分に履行しなかった場合、いずれの論争当事者も会長または幹事を通じて、さらに調停を要請することができる。

(b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第1節に定める仲裁に訴えることができる。

第4節—仲裁。仲裁が要求された場合、両論争当事者はそれぞれ1名のロータリアンを仲裁人として指定し、両仲裁人は1名のロータリアンを裁定人として指定するものとする。

第5節—仲裁人または裁定人の決定。仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。

第18条 細則

本クラブは、R I定款・細則、R Iによって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と合致する細則を採用するものとし、細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。細則は、その規定に従い、改正することができる。

第19条 改正

第1節—改正の方法。本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会における投票者の過半数の賛成票によってのみ改正できる。

第2節—第2条と第4条の改正。第2条（名称）および第4条（クラブの所在地）は、定足数を満たした数の会員が出席したクラブの例会においていつでも、全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正することができる。改正案の通告は、その例会の少なくとも21日前に、各会員およびガバナーに郵送されるものとする。改正は、R I理事会に提出するものとし、承認された時に初めてその改正は効力を発する。ガバナーは、提出された改正案に関してRI理事会に意見を提出することができる。

八戸北ロータリークラブ細則

第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理事：本クラブの理事
3. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
4. 定足数：投票時に出席していなければならない会員の最低人数。クラブの決定の場合は本クラブ会員総数の3分の1、クラブ理事会の決定の場合は理事の過半数。
5. R I：国際ロータリー
6. 年度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 理事会

本クラブの管理主体は、理事会とする。理事会は、少なくとも、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計で構成される。

第3条 選挙と任期

第1節 選挙の1カ月前に、会員は、会長、副会長（2名以上）、幹事、会計、空席となっている理事の候補者を立てることができる。指名委員会または会員のいずれか一方または双方が、候補者を立てることができる。

第2節 投票は年次総会において実施されるものとし、各役職において、過半数の票を獲得した候補者が当選したものと宣言される。なお、年次総会において、次年度役員案につき全会一致をもって承認された場合には、投票を省略して当選したものと宣言される。

第3節 理事会またはその他の役職に欠員が生じた場合は、残りの理事の決定によって補充するものとする。

第4節 役員エレクトまたは理事エレクトが空席となった場合は、残りの理事エレクトの決定によって補充するものとする。

第5節 各役職の任期は以下の通りである。

会長 1年

クラブ会長の任期は、標準ロータリークラブ定款で1年間と規定されている。後任者が選出されていない場合、現会長の任期を1年まで延長できる。

第4条 理事役員の任務

第1節 会長 クラブの会合と理事会の会合において議

長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うこと。

第2節 直前会長 理事会のメンバーとしての任務、会長か理事会によって定められるその他の任務を行うこと。

第3節 会長エレクト 理事会のメンバーとしての任務、会長か理事会によって定められるその他の任務、そして会長就任に向けて準備を整えること。

第4節 副会長 会長不在の場合、クラブの会合と理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うこと。

第5節 幹事 下記(a)～(c)の任務を行うこと。

(a) クラブ関係

- (1) 会員の記録の整理保管
- (2) 会合の出席記録
- (3) 理事会など諸会合の通知と議事録の作成保管
- (4) クラブ年次報告書の作成

(b) 地区関係

- (1) 地区カバナーに対する例会の月次報告（毎月最終例会の後15日以内）
- (2) その他必要とする諸報告

(c) 国際ロータリー関係

- (1) 国際ロータリー事務総長に対する諸種の報告
 - (イ) 毎年7月1日及び1月1日現在をもって行う全会員の人頭分担金及び半期会員報告
 - (ロ) 7月1日または1月1日の半期報告後に選ばれた正会員の比例人頭分担金を記述した半期の会員報告
 - (ハ) 会員資格変更報告
 - (ニ) その他必要とする諸義務報告

- (2) R I公式雑誌の購読料を徴収とR Iへの送金
- (3) その他通常その職に付随する任務

第6節 会計 すべての資金を監督し、年次財務報告を行う。その他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うこと。

第7節 会場監督 通常その職に付随する任務、会長か理事会によって定められるその他の任務を行うこと。

第8節 理事 クラブの会合と理事会の会合に出席する。

第9節 理事会メンバーは、指定されたその他の任務を務めることがある。

第5条 会合

第1節 年次総会 12月31日までに本クラブの年次総会を開催し、そこで次年度の役員と理事の選挙を行うものとする。

第2節 本クラブの例会は、毎週火曜日12時30分に開催する。例会に関するあらゆる変更または例会の取消は、クラブ会員全員に然るべく通知するものとする。名誉会員（定款の規定に基づき出席を免除された会員を含む）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリークラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60%に出席していたことが実証されるか、もしくは定款第10条の規定によるものでなければならぬ。

第3節 理事会の会合は毎月第二例会日に開催されるものとする。理事会の臨時会合は、会長または理事2名の要請により招集され、開催にあたっては然るべき通知を行う。

第6条 会費

第1節 会費は、R I 人頭分担金、ロータリー雑誌の購読料、地区人頭賦課金、クラブ年会費、そのほかのロータリーまたは地区の人頭賦課金で構成される。クラブ年会費は21万円とする。会費は半年後と2回に分けて半額ずつ、上期分を7月31日まで、下期分を1月31日までに納入すべきものとする。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、役員及び理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭または挙手により採決を行う。理事会は、特定の決議を、投票で採決するよう決定することができる。

第8条 委員会

第1節 クラブの各委員会は、クラブの年次目標と長期目標を達成するために、活動を調整する。

(a) 会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を設置する。

(1) **クラブ管理運営委員会**

この常任委員会は、五大奉仕の中でもっとも基盤となるロータリーのクラブ奉仕に当たるものである。ロータリアンがクラブ会合に出席すること、会費を納入すること、クラブのプログラ

ムに参加すること、委員になること、理事を務めること、クラブ内外の活動に参加することなど、ロータリアンとしての義務を遵守し、クラブが円滑に機能するように基盤を作るものである。このため五つの小委員会に分けて活動する。

- (イ) クラブ組織小委員会
- (ロ) 親睦小委員会
- (ハ) 情報広報小委員会
- (ニ) クラブ運営小委員会
- (ホ) 研修小委員会

(2) **奉仕プロジェクト委員会**

この常任委員会は地域社会や世界に目を向け、人道的な奉仕を行い、あらゆる職業において高度の道徳的水準を守ることを奨励し、かつ世界における親善と平和の確立に寄与することを目指す、まさにロータリーの定義を実践するものである。このため五つの小委員会に分けて活動する。

- (イ) 職業奉仕小委員会
- (ロ) 社会奉仕小委員会
- (ハ) 国際奉仕小委員会
- (ニ) ロータリー財団小委員会
- (ホ) 青少年奉仕小委員会

第2節 会員はそれぞれ1つの小委員会に属し（計2つ）、クラブや会員のための奉仕と、地域社会や世界に向けての奉仕に力を注ぐものとする。

第3節 クラブ管理運営委員会、奉仕プロジェクト委員会は、それぞれ会長が役員理事の中から任命する委員長（但し理事会において理事以外の会員を任命することができる）、および各小委員会のリーダーおよびサブリーダーによって構成されるものとする。

第4節 各常任委員会委員長は、各小委員会の諸活動に対し責任を持ち、かつ各特定分野について設置された小委員会の活動を監督、調整する任務を持つものとする。

第5節 会長は、すべての委員会の職権上の委員となり、その資格において委員に付随するあらゆる特権を持つものとする。

第6節 理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動を起こしてはならない。会長または理事会は、必要に応じて、特定の委員会に追加事項を付託するものとする。

第7節 それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整する任務を担い、委員会の全活動について理事会に報告

するものとする。

第9条 委員会の任務

第1節 クラブ管理運営委員会（クラブ奉仕）

(イ) クラブ組織小委員会

この委員会は絶えずクラブの職業分類を検討し、毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域の職業分類調査を行わなければならない。未充填の職業分類を充填するために、会員としてふさわしい人物を理事会に推薦しクラブの会員増強に寄与することは全会員であることを周知させることも重要な仕事である。8月の会員増強および拡大月間を活用して、会員増強と退会防止に関わる啓蒙に努める。

(ロ) 親睦小委員会

この委員会は、すべてのクラブ会員が、あらゆるロータリーの会合に出席することを奨励する方法を考案するものとする。特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他のクラブへの出席（メイクアップ）の奨励と、全会員に出席規定を周知せしめ、会員間の友情を増進し用意されたロータリーのリクリエーションおよび社会的諸活動への参加を奨励し、本クラブの一般目的の遂行上、会長または理事会が課す任務を果たすものとする。

(ハ) 情報広報小委員会

この委員会は、ロータリアン一人ひとりがロータリーの理想に自ら献身し、奉仕することにより、責任感とロータリー理解を養うことを目的とする。ロータリー情報の知識と理解を全会員に対して広げるために、毎月本クラブの例会において「ロータリーの友」の記事内容を報告する役割を担う。また広報としての役割を担い、対内的には本クラブの例会において会員に対する情報や例会記録資料としてクラブ会報（週報）を発行し、対外的にはロータリーの活動を広報する役割を担う。

(ニ) クラブ運営小委員会

この委員会は、CLPによる委員会組織が十分に機能しているかどうかを検証し、クラブの強化を図りながら修正を加え完成に導くものである。奉仕の第二世紀において、安定・成長・成功を遂げるために、きわめて重要な管理的枠組みをクラブに与えるものである。ゆえに、理事会および他の委員会の計画が効果的に実施されるような年間プログラムを計画し、準備し、手配をし、ロータ

リー活動の各分野にバランスよく例会を割り当て、クラブ運営が活発なものになるように努める。

(ホ) 研修小委員会

この委員会は、クラブ会員のロータリーに関する研修およびロータリークラブにおける各種規約、規則を立案し、会員に啓蒙すると共に管理し運営を行う。新会員への研修はロータリー情報広報委員会と連携して実施する。本クラブの例会を通じてクラブ会員の継続的教育の機会を提供する。

第2節 奉仕プロジェクト委員会

(イ) 職業奉仕小委員会

ロータリーの第二奉仕部門である。その目的は、事業及び専門職種の道徳的水準を高め、あらゆる有用な職業は尊重されるべきであるという認識を深めることであり、あらゆる職業に携わる中で、奉仕の理念を活かしていくことが含まれる。それぞれの会員の職業における慣行の一般的水準を引き上げるうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し実行するものとする。

(ロ) 社会奉仕小委員会

ロータリーの第三奉仕部門である。その目的は、クラブの所在地または行政地区内に居住する人々の文化的な生活水準を向上させるために行う各種活動を実践することであり、特に関心の高い活動としては、環境保全、薬物防止、エイズ教育、人間尊重、青少年奉仕などがある。対象年齢も0歳から30歳までの若い人すべてを含む新世代の多様なニーズを支援するプロジェクトに着手することなど、近代社会の変貌に対応できるような活動が求められている。

(ハ) 国際奉仕小委員会

ロータリーの第四奉仕部門である。ロータリアンが、国際理解、親善、平和を推進するために行っている奉仕である。他国の人々の文化、習慣、業績などを理解し、他国の人々との交流やクラブ活動およびプロジェクトへの協力を行い、また、国際青少年活動計画への協力、参加をし、「公益財団法人ロータリー米山記念奨学会」の事業支援に努める。

(ニ) ロータリー財団小委員会

ロータリー財団の使命は、地域レベル、全国レベル、国際レベルの人道的、教育的、文化交流プログラムを通じて、ロータリーの綱領とロータリーの使命を遂行し、かつ世界理解と平和を達成しようとするRIの努力を支援することである。この委員会は、ロータリー財団の目的や成果をクラブ

に伝え、会員の財団寄付への関心を高め、また、地区補助金の活用など、財団プログラム参加への方法を考え実践することである。

(ホ) 青少年奉仕小委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その地域社会における幼児、児童、青少年問題に対する諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施する。青少年交換留学生やインターアクトクラブとの窓口としての役割を持ち、および地区ライラ (RYLA) に積極的に参加し、研修を行う。

第10条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、12ヶ月間を超えない限りにおいてクラブの例会出席を免除される。

第11条 財務

第1節 各会計年度に先立ち、理事会は収支予算を作成するものとする。その予算は、これらの費目に対する支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。

第2節 会計は、本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

第3節 勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われるものとする。ただし、これは他の2名の役員または理事が承認した場合のみとする。

第4節 すべての財務処理は、毎年、有資格者により徹底した監査が行われるものとする。

第5節 クラブの年次財務報告をクラブ会員に配布するものとする。

第6節 会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、7月1日より12月31日に至る期間及び1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。人頭分担金及びR I公式雑誌の支払いは毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第12条 会員選挙の方法

第1節 会員が、書面をもって候補者の氏名を、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出するものとする。他クラ

ブからの移籍会員または他クラブの元会員は、元クラブから、会員候補者としての推薦を受けることができる。この推薦は、理事会から別段の指示がある場合を除き、口外してはならない。

第2節 理事会は、候補者がロータリーの会員資格条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節 理事会は、30日以内にこの候補者の入会を承認または拒否し、推薦者にその決定を通知するものとする。

第4節 理事会が入会を承認した場合、候補者は、クラブに入会するよう招かれ、ロータリーと会員義務について説明を受け、会員推薦書式に署名して、本人の氏名と本人に予定されている職業分類をクラブに伝えることについて承諾するよう求められる。

第5節 クラブが入会見込者の通知を受けてから7日以内に、理由を付記した書面による異議が、どの会員からも理事会に提出されなかった場合、この入会見込者は、名誉会員の場合を除き、入会金を納めた上、会員に選ばれたものとみなされる。理事会に対し異議が提出された場合、クラブは、次の会合において、この件について評決を行うものとする。異議があったにもかかわらず、入会が承認された場合、被推薦者は、名誉会員の場合を除き、入会金を納めた後、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節 会長は、当該会員の入会式を行い、当該会員に対して会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。その他、会長もしくは幹事が新会員に関する情報をR Iに報告し、会長が、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助する会員を1名指名し、同新会員をクラブ・プロジェクトまたは役員に配属する。

第7節 クラブは、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

第13条 改正

本細則は、いかなるクラブ例会においても改正できる。クラブ細則の変更には、当該例会の21日前に各会員に書面による通知を行うこと、投票の定足数を満たす会員が出席していること、全票の3分の2が変更を支持することが義務づけられる。このような細則への変更は、標準ロータリークラブ定款、R I定款・細則、ロータリー章典と矛盾してはならないものとする。

慶弔等に関する支出規程

第 1 条 本規程の慶弔等に関する支出事項は次のものとする。

1. 会員の転任、退職等による脱退者の餞別
2. 会員の病気及び災害による見舞
3. 会員の死亡による弔慰
4. 理事会が必要と認めたその他の慶弔等

第 2 条 慶弔等に関する支出額は次の通りとする。

1. 餞 別 10,000円
2. 見舞金 10,000円
3. (1) 会員死亡による弔慰 10,000円
と生花一基並びに新聞広告掲載。
(2) 配偶者は、新聞広告を除いて本人に準ずる。
(3) 但し、本人の親及び子女は10,000円とする。
4. その他の慶弔等は、協議のこと

第 3 条 前項の訪問は、会長、当該関連委員長及び幹事とする。

※但し、出来る限り全員が出席する様努める。

第 4 条 本規程の改訂は理事会によって決定する。

第 5 条 本規程は、昭和55年9月1日より実施する。
本規程は、昭和57年3月2日より実施する。
本規程は、昭和58年3月1日より実施する。

以 上

旅 費 規 程

第 1 条 本クラブの用務により出張するときは、出席義務者に限り本規程により、旅費を支給する。

第 2 条 本規程の旅費とは、交通費（乗車券、特急券、急行券等の料金）、汽船賃および宿泊料を云い、交通費、汽船賃及び宿泊料は、実費精算とする。

第 3 条 交通費は、順路により計算する。

第 4 条 出張用務は、概ね次に掲げるものとする。

1. 地区年次大会
2. 地区協議会、インターシティ・ミーティング
3. 地区ガバナーの招集による会合
4. その他これに準ずる会合

第 5 条 特別の事情により支出を要する場合は、理事会の決定による。

第 6 条 本規程の改訂は、理事会によって決定する。

第 7 条 本規程は、昭和55年9月1日より実施する。
本規程は、平成2年7月1日より実施する。

以 上

2022 - 2023

年次活動報告書

会 長 報 告 書

委 員 会 報 告 書

2022-2023 決 算 書

特 別 会 計 計 算 書

会 員 名 簿

一年を振り返って

2022 - 2023年度

第53代会長 佐々木 悦 郎

2022～2023年度会長という大役を仰せつかり、試行錯誤しながらの今思えばあっという間のような、やはりとても長かったような会長職のバトンタッチまでもう少しですが、この場をお借りして主な活動内容と年度目標の検証をさせていただきます。

私の年度は社会奉仕活動として地域のこども食堂支援活動に力を入れて活動いたしました。前年度から通算して外部卓和を2度開催、地域の現状をクラブ内で共有。社会奉仕小委員会メンバーが中心となり会員の皆さんが持ち寄った食材を持参し配布会への参加、地区補助金を活用させて頂き県産米の寄付。などの活動を通じて奉仕活動の重要性と楽しさを共有することができたかと思っております。

他クラブとの交流も計画の通り行うことができました。どのクラブ様ともあたたかな歓迎の気持ちで交流していただき、親睦を深めることができました。私個人としては幾度となく電話やライン、Zoomなどのやりとりで松戸東RCの蔵本会長と交流を深めることができた事に非常に感謝しております。

心残りは退会防止・会員純増1名を掲げましたが未達だったことです。もっと方法を模索するべきだったのではと後悔しています。

又、今年度は南グループの幹事クラブとして久保ガバナー補佐を支えつつ、南グループ合同夜間例会、IMを企画、開催にも取り組みました。コロナウイルス感染拡大傾向を受けて開催の延期など判断に困った場面もございましたが、どうすれば開催できるか？をクラブの皆様からアドバイスを頂戴し、その都度状況に合わせ、皆様と力を合わせて無事に開催でき南グループの活性化に少しでも寄与できましたことは非常に大きな喜びです。

今年のテーマを 故(ふる)きを温(たず)ねて新しきを知る 温故知新としましたが、私自身クラブの会長としていくつもの行事に参加させて頂いたり、例会前の先輩ロータリアンとの雑談の中でお話を伺ったロータリー観は、今後ロータリー活動を継続していくうえで大切な学びの機会となりました。会長要件の時にも何度か触れさせていただきましたDEIなどこれからの価値観も身につけながら今後も北クラブの一員として努めてまいりたいと思います。

結びとなりますが お忙しい中幹事を引き受けていただきました、吉田悦子さんはじめ理事役員の皆様、各委員会リーダー、会員の皆様と事務局の坂間さんに支えて頂きました。会長職という貴重な機会を与えていただきましたことを心から皆様に感謝申し上げます。

一年間ありがとうございました。

活動報告書

会長エレクト活動報告書

会長エレクト 小林 弘文

今年度は、会長エレクトとして、コロナ禍の制限のある中での様々な活動を経験し、クラブ運営や他クラブとの交流など実りの多い一年でした。

現在、日常の生活が戻りつつあります。今後は、外に目を向けた取り組みを具体化し、ロータリアンとして奉仕の理想の理念のもとに様々な計画をしていきたいと思えます。

会長エレクトの今年度、皆さんから頂いたアドバイスや経験談、アイデアなどを今後に活かしていき、次年度は、精一杯、クラブ運営をしていきますので引き続き皆さんのご指導ご鞭撻のほどを何卒よろしくお願い致します。

SAA活動報告書

SAA 山内 一 晃

1. 佐々木会長のロータリー愛が詰まった例会運営であり、他クラブとの交流も盛んな1年だったと思えます。
2. コロナの影響でゲスト・ビジターは少し少なかったように思えます。また、来ていただくためにはこちらも積極的に他クラブに出向く必要もあると感じました。

最後に年度の後半はなかなか例会に出席できず大変失礼いたしました。

クラブ管理運営委員会活動報告書

委員長 石橋 十四男

各委員会は会長方針に沿った活動が行われたと思えます。

情報を共有し、勉強会、クラブの活性化、親睦の在り方等検討し、その情報の下に活動を展開して来たと思えます。コロナ禍の中、目標達成まではいかなくても70%以上の活動ができたと思えます。

皆さんのご協力感謝申し上げます。有難うございました。

クラブ組織小委員会活動報告書

リーダー 小金平 育 男

昨年度は未充填の職業の方々を探そうということの一つの目標としていましたが達成出来て居りません、根気強く今後も継続していかなければいけません。

会員増強も次期小委員会に継承してもらいたいと思えます、皆でアンテナを張り候補者を探していきましょう。

クラブ運営小委員会活動報告書

リーダー 千葉 哲 也

コロナ禍への対応は、状況の変化に応じ実施できたと思えます。また、オンラインの併用が定着し出席率の向上につながったと思えます。ただ、オンライン参加者のとの一体感は改善できず課題を残した形となりました。

次年度に向けオンライン参加者の会合への臨場感のある参加方法を検討していきたいと思えます。

親睦小委員会活動報告書

リーダー 中山 恵美子

他クラブとの合同例会については、八戸中央ロータリークラブ様、八戸東ロータリークラブ様との合同例会を実施することができました。

家族例会については時期尚早との判断から残念ながら実施には至りませんでした。夜間例会はついて後半はゲーム等も交え、会員の皆さんとより一層の親睦を深めることができました。

情報広報小委員会活動報告書

リーダー 小田 正

会報は週報として遅れながらも発行することができました。ホームページは例会プログラムと会報をメインに掲載しています。他にも情報を充実させていきたいと思えます。

私が欠席した場合には写真や録音をしていたいただきありがとうございました。

研修小委員会活動報告書

リーダー 片野 潤

今回私が計画していたロータリー用語の勉強会ですが、実行することなく1年が終わってしまいました。他の会員からは良い計画なので是非実行して欲しいとお言葉を頂きながらも出来ずに終わり、申し訳なく思っております。コロナの状況もたいぶ緩和され、5類になったおかげで今後は活動しやすくなると思えますので、是非機会があればお願いしたいと思います。

奉仕プロジェクト委員会活動報告書

委員長 奥寺 良之

職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、ロータリー財団、青少年奉仕の各委員会がコロナ感染症のために今年度も満足のいく活動が出来ませんでした。次年度は5月8日からコロナ感染症が2類から5類になりましたので、それなりの制限は付くにしてもかなり活発な活動出来るようになると思えます。

職業奉仕小委員会活動報告書

リーダー 大石 源

私自身は活動に参加出来ませんでご迷惑をおかけしましたが、代役でご協力くださいました会員の皆様方には感謝申し上げます。ありがとうございました。

社会奉仕小委員会活動報告書

リーダー 類 家 順

今年度の活動について、外部講師による卓話は実施することができませんでしたが、こども食堂への支援活動は会員の皆様のご協力をいただきまして8月、10月、12月と計3回参加させていただき、実際に現地にて活動を行うことで様々なことを経験させていただきました。

この経験を今後のクラブの活動に生かせるよう努めてまいります。1年間ありがとうございました。

国際奉仕小委員会活動報告書

リーダー 平野 榮子

11月8日に米山奨学生の卓話を聞くことが出来ました。

米山学友会の方々のご活躍のDVDは残念ながら見てもらう機会がありませんでした。

ロータリー財団小委員会活動報告書

リーダー 源 新 育 子

2022-23年度におきましても昨年度に引き続き、コロナ感染拡大の観点からロータリー活動及び例会プログラムの変更など余儀なくされる事態もありましたが、今年度佐々木会長はその中におきましても、あらゆる可能性を模索しながらロータリー活動を牽引してくださいました。よってクラブ会員の士気が下がることなく、ロータリー財団小委員会でも、地区補助金を活用した「こども宅食おすそ分け便」としてお米2キロを300袋、八戸あおば高等学院へお届けし、会長幹事さん含め5名で贈呈式に出席させていただきました。また4月18日には地区グローバル補助金委員長、川崎益美会員にタイの水事業について卓話をさせていただきました。

地区目標である年次寄付150ドル・ポリオプラス30ドルは全会員達成しております。また7月と11月に開催された地区ロータリー財団セミナーにも出席し、地区補助金事業の発表も佐々木会長が行いました。

反省として、今年度はIM準備のための時間をかなり要したこともあり、クラブ内での研修は全くできませんでした。やはり地区においてもRLIなどを通してロータリー財団について深い理解が求められており、クラブでの研修の必要性を痛感いたしました。次年度に申し送りたいと思います。

青少年奉仕小委員会活動報告書

リーダー 大崎 光明

コロナ禍からの回復の兆しが見え始めた年度でありましたが、具体的に直接こどもたちと触れ合う機会が十分に待てるまでに至らなかったことは残念でありました。

こうしたなか、八戸聖ウルスラ学院高等学校のインターアクトクラブメンバーによる台湾訪問が、さらに海外へ目を向けるきっかけとなり具体的に留学を検討する機会となったことなどは、本活動の役割の一端を実感できる出来事でした。

アフターコロナの新しい支援活動を構築できればと思いました。

ロータリーの特別月間 Special Month in Rotary

クラブだけでなく、ロータリアン一人ひとりが、ロータリーの活動に参加するよう強調するため、国際ロータリー（R I）理事会が指定した月間のことです。
なお9月、10月には日本独自の月間テーマが設定されています。

7月	母子の健康月間	12月	疾病予防と治療月間
8月	会員増強・新クラブ結成推進月間	1月	職業奉仕月間
9月	基本的教育と識字率向上月間 ／ロータリーの友月間	2月	平和構築と紛争予防月間
10月	地域社会の経済発展月間 ／米山月間	3月	水と衛生月間
11月	ロータリー財団月間	4月	環境月間
		5月	青少年奉仕月間
		6月	ロータリー親睦活動月間

ロータリーの特別週間 Special Weeks in Rotary

ロータリー学友参加推進週間

Rotary Alumni Reconnect Week

(10月7日を含む1週間)

R I 理事会は、10月7日を含む1週間をロータリー学友参加推進週間として、ロータリー学友をクラブの例会や奉仕プロジェクトに招待し参加してもらうことを奨励しています。ロータリーが地元そして世界で人びとの生活を改善していることを学友たちに知ってもらうだけでなく、クラブの新会員となって、地域社会リーダーのネットワークに加わり、ひいてはロータリーに貢献してもらえることが期待されます。

世界インターアクト週間

World Interact Week

(11月5日を含む1週間)

R I 理事会は、ロータリークラブとインターアクトクラブに、11月5日を含む1週間を「世界インターアクト週間」として遵守するように奨励しています。それは、ロータリークラブとインターアクトクラブを「顕著であり、国際規模の活動」に参加させるためです。

世界理解と平和週間

World Understanding and Peace Week

(2月23日～3月1日)

1905年2月23日は、ロータリーの創始者・ポール・ハリスが、友人3人と最初に会合をもった日です。この2月23日を祝う創立記念日は、「世界理解と平和の日」(World Understanding and Peace Day)として遵守されます。この日、各クラブは、国際理解、友情、平和へのロータリーの献身を特に認め、強調しなければなりません。理事会は、この2月23日に始まる1週間を「世界理解と平和週間」と呼び、ロータリーの奉仕活動を強調することを決議しています。

世界ローターアクト週間

World Rotaract Week

(3月13日を含む1週間)

1993年、R I 理事会はR Aの創立25周年を記念して、3月13日を含む1週間を「世界ローターアクト週間」に指定しました。各R Cには、地元のR A Cとの共同プロジェクトや、親睦活動に参加するよう、呼びかけを行っています。参加により、ロータリアンは、ローターアクターから、若いエネルギーや、新しいアイデア、労力を得ることができますし、ローターアクターは、ロータリアンから深い知識や経験を学ぶことができます。

(ロータリーの友HPより転載)

2022-2023年度 決算書

自 2022年7月1日
至 2023年6月30日 (単位:円)

区分	科目	予算	決算	増減	備考	
	前期繰越金	9,904,595	9,904,595	0		
収入	会費	8,400,000	8,023,364	376,636		
	特別会費	1,200,000	543,000	657,000		
	雑収入	30,000	4,921	25,079		
	50周年残入金	—	892,887	-892,887		
	収入合計	9,630,000	9,464,172	165,828		
	合計	19,534,595	19,368,767	165,828		
支出	本部負担金	入頭分担金	360,680	371,046	-10,366	
		比例入頭分担金	3,000	0	3,000	
		規定審議会分担金	5,080	5,304	-224	
		米山奨学金	120,000	117,000	3,000	
		ロータリーの友	120,000	132,000	-12,000	
		小計	608,760	625,350	-16,590	
	地区資金	地区運営費	1,000,000	975,000	25,000	
		米山記念館助成金	4,000	3,900	100	
		ガバナー会協力金	8,000	7,800	200	
		R文庫運営協力金	8,000	7,800	200	
		地区大会協力金	80,000	78,000	2,000	
		RIJYEC運営費	8,000	7,800	200	
		小計	1,108,000	1,080,300	27,700	
	会務費	各奉仕活動援助費	100,000	0	100,000	
		委員会活動費	200,000	76,344	123,656	
		例会費	4,260,000	3,047,032	1,212,968	
		会務費	700,000	603,349	96,651	
		人件費	840,000	840,000	0	
		旅費	300,000	268,960	31,040	
		事務費	100,000	87,886	12,114	
		事務費送金手数料	50,000	44,990	5,010	
		計画書作成費	280,000	280,000	0	
		会報費	700,000	609,400	90,600	
		諸会合費	200,000	260,800	-60,800	
		財団ポリオ寄付金	914,400	966,900	-52,500	
		交換学生援助費	0	0	0	
		I A活動資金	200,000	220,000	-20,000	
		バナー作成費	500,000	247,500	252,500	
		予備費	100,000	0	100,000	
雑費	100,000	0	100,000			
	小計	9,544,400	7,553,161	1,991,239		
	支出合計	11,261,160	9,258,811	2,002,349		
	次期繰越金	8,273,435	10,109,956	-1,836,521		
	合計	19,534,595	19,368,767	165,828		

関係帳票と照合精査した結果、正確であることを認めます。

令和5年7月14日

会計大入武志
会計補佐 田村隆直

特別会計計算書

自 2022年7月1日
至 2023年6月30日 (単位:円)

ニコニコボックス

区分	科目	決算	備考
	前期繰越金	1,398,212	
収入	B O X 収入金	302,500	
	50周年残入金	142,978	
	収入計	445,478	
	合計	1,843,690	
支出	災害支援金	156,000	
	IM負担金	142,978	
	聖ウルスラ弁論大会	2,000	
	こども食堂寄付	42,352	
	例会2500回記念費	63,140	
	クラウンド支援金	50,000	
	東松戸訪問交通費	127,976	
	支出計	584,446	
	次期繰越金	1,259,244	

60周年記念勘定

区分	科目	決算	備考
	前期繰越金	805,000	
収入	当期積立金	380,000	
	収入計	380,000	
	合計	1,185,000	
	次期繰越金	1,185,000	

友好クラブ交流覚書

八戸北ロータリークラブ並びに松戸東ロータリークラブは、1970年9月1日、国際ロータリー加盟認証を同じくし、此の因縁を契機に友好クラブとしての交流を始め友好関係の絆をより親密なものとするために覚書を作成交換し、両クラブの繁栄と発展の一助となすものである。

- (1) 友好クラブとしての交流は諸事情の許される限り之を行ふ。
- (2) 交互に例会或は記念的行事等に親善訪問を行ふ。
- (3) クラブ活動計画書、会報、諸情報等の交換を行ふ。
- (4) 第2項についてこれを実施する時は、両クラブ親睦活動委員会の設定する処のプログラムに依り実施する。

以上

1975年5月20日

1974年～1975年度 第354地区 八戸北ロータリークラブ
会 長 木 下 久 広
第349地区 松戸東ロータリークラブ
会 長 石 井 亮 太 郎

白菊学園（現 八戸聖ウルスラ学院）高等学校 インターアクトクラブ

認証状伝達 1977年6月4日 白菊学園高校大会議室
ホ ス ト 八戸北ロータリークラブ
(会長 廣澤安平・幹事 西館友治)

ガバナー 菊池武正 (弘前RC・第354地区)

I A C 会長 笹山恭子 会員25名

幹事 大井幸子

校 長 ノエラ・ゴドロ

顧 問 平田昭一

南区分区代理 小松正己

東区分区代理 白石昌利

第254地区インターアクト委員長 千葉哲朗



ロータリーのビジョン声明

私たちは世界で、地域社会で
そして自分自身の中で
持続可能な良い**変化を生むために**
人びとが**手を取り合って**
行動する世界を目指しています

ポリオ根絶まであと一步のところまできたロータリーは、次なる課題に取り組む心構えができています。より多くの仲間を迎え入れ、より大きなインパクトをもたらし、世界に変化を生み出すための新たなビジョンの実現に向けて、行動を起こす時が来ています。

国際ロータリーとロータリー財団のビジョンを達成するため、今後5年間の活動を方向づける4つの優先事項が定められました。

ロータリーの戦略的優先事項と目的

より大きな インパクトをもたらす

- ポリオを根絶し、残された資産を活用する
- ロータリーのプログラムおよびロータリーが提供する体験に焦点を当てる
- 活動成果を挙げ、それを測る能力を高める

参加者の 基盤を広げる

- 会員基盤と参加者の基盤を広げ、多様化する
- ロータリーへの新しい経路を創り出す
- ロータリーの開放性とアピール力を高める
- インパクトとブランドに対する認知を築く

参加者の積極的な かかわりを促す

- クラブが会員の積極的参加を促せるよう支援する
- 価値を提供するため、参加者中心のアプローチを開発する
- 個人的／職業的なつながりを築くための新たな機会を提供する
- リーダーシップ育成およびスキル研修の機会を提供する

適応力を高める

- 研究と革新、および進んでリスクを負うことへの意思を奨励する文化を築く
- ガバナンス、構造、プロセスを合理化する
- 意思決定における多様な考え方を育むために、ガバナンスを見直す

